

専修学校生への経済的支援の在り方について
(中間まとめ)

平成26年8月

専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会

目 次

I. 専修学校生（高等課程・専門課程）の経済的な現状分析

1. 生徒・学生生活の状況
2. 高等専修学校生への経済的支援等の状況
3. 専門学校生への経済的支援等の状況

II. 専修学校生への経済的支援の充実

1. 専修学校生への経済的支援の意義・目的
 - (1) 職業教育・専門人材の育成を担う専修学校の中核的な役割
 - (2) 家庭からの給付や奨学金等の限界
 - (3) 生徒・学生の授業料等負担軽減に係る公的支援の必要性
2. 専修学校生への経済的支援に係る国・地方公共団体・学校の役割
3. 優先して実現すべき新たな経済的支援
 - (1) 支援の方策
 - (2) 支援の要件

III. むすび

I. 専修学校生（高等課程・専門課程）の 経済的な現状分析

1. 生徒・学生生活の状況

専修学校は、職業等に必要な知識・技能を修得する場として重要な教育機会を提供している。専修学校は、職業教育・専門人材育成の中核的な役割を担っているが、専修学校で学ぶ生徒・学生¹は、同じ年齢層の生徒・学生が学ぶ他の学校種と比べて、低所得層の者が多い²。

とりわけ、私立の専修学校専門課程（専門学校）については、授業料等の学生納付金について、年間平均 100 万円を超える負担が求められており³、家計からの給付だけでなく、奨学金やアルバイト等にも大きく依存している⁴。

必修カリキュラムが多く、朝から夕方まで授業のある専門学校生にとって、夜間や休日のアルバイトで生活費を賄っているという現実、学修時間の確保という点で大きな課題を残している。専門学校進学時において家庭の経済的事情をととても重視したとする学生の 4 分の 1 が、「授業料等の学校への納付金」のためにアルバイトを行っているとともに、アルバイトによる勉学への犠牲感も高い⁵。

また、専門学校生の中退者の数は、わずかではあるが増加傾向にあり、そのうち経済的理由を直接の原因とするものは、約 1 割を占めている⁶。

1 本中間まとめでは、「学生」とは専門学校生や大学生を指し、「生徒」とは専修学校高等課程の生徒を指す。

2 家庭の年間収入が 300 万円未満の学生数の割合は、大学生は 8.7%であるのに対し、専門学校生は 17.4%である（日本学生支援機構「平成 21 年度学生生活に関する基礎調査【専修学校（専門課程）】」及び「平成 22 年度学生生活調査」）。また、高校生の進路と親の年収の関連をみた場合、4 年制大学は、親の年収が上がるほど進学率も上がるのに対し、専修学校専門課程（専門学校）は、親の年収が上がるほど進学率は下がる傾向にある（平成 25 年度文部科学省委託調査事業「専修学校における生徒・学生支援等に関する基礎調査」基礎調査委員会調べ等）。

3 平成 25 年度における学生納付金の年間の合計平均額：私立大学 1,312,526 円、私立短期大学 1,118,908 円、私立専門学校 1,100,255 円（文部科学省調べ）。

4 収入総額に占める家庭からの給付額の割合は、私立大学生は 62.3%（約 131 万円）であるのに対し、私立専門学校生は 48.5%（約 106 万円）である。また、私立専門学校生については「定職・その他」の割合が 13.1%を占め、ここには、貯蓄等を取り崩した金額、臨時収入、借入金が含まれる（日本学生支援機構「平成 21 年度学生生活に関する基礎調査【専修学校（専門課程）】」及び「平成 22 年度学生生活調査」）。

5 専門学校進学時に家庭の経済事情を「ととても重視した」学生の 45.7%が、アルバイトが勉学の妨げになっていると感じている（平成 25 年度文部科学省委託調査事業「専修学校における生徒・学生支援等に関する基礎調査」基礎調査委員会調べ）。

6 経済的理由を直接の原因とする専門学校生の中退率（平成 24 年度）：11%（3,308 名）

なお、専門学校卒業者のその後についてみると、その所得は必ずしも高くない。例えば、有業者のうち所得 300 万円未満の者の割合は、40～44 歳層では、専門学校卒の正規雇用の 21.3%に達する。これは、正規雇用の大卒（5.4%）や正規雇用全体（12.5%）より高い値である⁷。また、正規雇用の割合は大卒者に比べて低く、特に女性は非正規雇用率が高い傾向にある⁸。

2. 高等専修学校生への経済的支援等の状況

専修学校高等課程（高等専修学校）は、高等学校に比べその学校数・生徒数の規模は小さいながらも、独自の教育を通じ、後期中等教育における多様な学習機会の提供に大きな役割を果たしている。そのような高等専修学校で学ぶ生徒のうち、年収が概ね 350 万円未満の世帯の割合は全体の約 3 割を占めているとされている⁹。

高等専修学校生への経済的支援については、高等学校と同様に、授業料の支援として高等学校等就学支援金¹⁰や、低所得世帯に対する授業料以外の支援としての高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）が支給されている。また、授業料減免に対する補助については、私立高等学校においては普通交付税措置がなされてきたが、平成 25 年度より、私立高等専修学校についても、授業料減免に対する道府県の補助について特別交付税措置¹¹ が講じられている¹²。

このように、教育に係る経済的負担の軽減については、高等学校等就学支援金などにより、高等学校並びの支援は一定程度実現しているところである。

一方、発達障害のある生徒等への支援など教育上の課題もみられる¹³。

（文部科学省調べ）

- 7 平成 19 年度総務省「就業構造基本調査」
- 8 労働政策研究・研修機構「第 2 回働くことと学ぶことについての調査」（平成 23 年度）
- 9 高等専修学校で学ぶ生徒のうち、年収 250 万円未満程度の世帯の割合は全体の 22.5%、年収 250 万円～350 万円未満程度の世帯の割合は全体の 11.6%（全国高等専修学校協会制度改善研究委員会「平成 25 年度高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査報告書」）
- 10 高等学校等就学支援金について、専修学校は高等課程のほか、一般課程のうち国家資格養成課程を置くもの（准看護師、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師）が対象となっている。
- 11 実際の授業料減免補助額に 2 分の 1 を乗じて得た額と 11,100 円に私立専修学校高等課程の生徒数を乗じた額のいずれか少ない額に財政力補正係数を乗じて得た額により積算される。
- 12 このほか、家計急変世帯の生徒を対象とした都道府県による補助事業に対しても、私立高等学校及び私立高等専修学校ともに、国による一部補助が行われている（私立高等学校については私立高等学校等経常費助成補助、私立高等専修学校については高等学校等修学支援事業費補助金により実施）。
- 13 全国高等専修学校協会制度改善研究委員会「平成 25 年度高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査報告書」によれば、高等専修学校については、発達

3. 専門学校生への経済的支援等の状況

専門学校生に対する公的な経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金が大きな割合を占めている。平成 24 年度実績では、貸与対象課程に在籍する専門学校生約 53 万人のうち、奨学金貸与者は約 20 万人で、およそ 3 人に 1 人¹⁴ が奨学金の貸与を受けており、学生にとって欠くことのできない経済的支援策になっている。

しかし、貸与型の奨学金以外の支援策は少ない。東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった学生に対する臨時特例交付金（被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金）を除いて、専門学校の授業料等減免に係る国の支援事業は存在しない。専門学校生に対する都道府県独自の授業料等減免制度についてみても、現在、高知県以外には公的支援制度は設けられていない。

また、学校独自に授業料等減免制度等を有している割合は全専門学校の 46.9%であるが、この場合の対象学生の選考基準をみると、「人物・学業重視」に基づくものが多く、「経済的基準重視」のものは相対的に低調な状況である¹⁵。

他方、大学生については、大学における授業料等減免の実施に対する国の助成措置がある。私立大学については、私立大学等経常費補助金の枠組みの中で、経済的に修学困難な学生を対象に大学が実施する授業料減免事業に対して、所要経費の 2 分の 1 以内の金額が助成されている。また、国立大学については国立大学法人運営費交付金の枠組みの中で、公立大学についても地方財政措置を通じて、それぞれ授業料等減免の実施に対する支援がなされている¹⁶。

このように、大学生と比べ、経済的理由によって修学困難な専門学校生に対する授業料等減免についての公的支援は一部を除き存在せず、課題となっている。

障害のある生徒数が、その可能性もある者も含めると 11.7%を占めているとされている。

¹⁴ 貸与対象課程に在籍する専門学校生 527,761 人のうち、195,581 人（37.1%）が貸与を受けている。うち、無利子奨学金貸与者は 3.6 万人（6.8%）、有利子奨学金貸与者は 16 万人（30.2%）である（平成 24 年度実績）。

¹⁵ 例えば、「入学金以外の納付金」に係る専門学校独自の減免措置の選考基準としては、「入学前の学業成績」（33.9%）が最も多く、次いで「その他の人物・学業の基準」（31.4%）、「入学試験の成績」（29.1%）となっており、経済的基準を用いるものは全体的に少ない（例えば、「生活保護世帯」とするものは 3.2%）（平成 25 年度文部科学省委託調査事業「専修学校における生徒・学生支援等に関する基礎調査」基礎調査委員会調べ）。

¹⁶ 国立大学については、収容定員に授業料免除率（平成 25 年度の学部・修士課程は 9.3%）を乗じて対象人数を算出した上で授業料標準額を乗じ、授業料免除率を算定している。公立大学については、学生一人当たり必要とする経費に公立大学の在籍学生数を乗じて普通交付税の基準財政需要額を算定する際に、授業料収入の 11.5%分を授業料減免に係る欠損分として収入から控除しており、授業料減免分が地方財政措置に反映されている。

Ⅱ．専修学校生への経済的支援の充実

1．専修学校生への経済的支援の意義・目的

(1) 職業教育・専門人材の育成を担う専修学校の中核的な役割

専修学校の学校数は、平成 25 年 5 月 1 日現在、3,216 校であり、そのうち国立が 0.3%、公立が 6.1%、私立が 93.6%、生徒・学生数は 66 万人を占める¹⁷。中でも、専門学校は、学校数は 2,811 校、学生数は約 58.7 万人を数え、約 2 割の高等学校卒業者が進学しており¹⁸、高等教育機関の中で重要な位置を占めている¹⁹。

専門学校は、産業界・社会のニーズに柔軟に対応しつつ、様々な分野の職業に直結した教育を行っており、職業人材育成の中核的な役割を果たしている。現に、専門学校卒業生のうち就職者の割合は 79.7%と、大卒者などに比べても高く²⁰、また、資格を取得する学生も多い。専門学校が果たしているこのような状況から、「就職に有利」「専門分野を深く学べる」と期待して専門学校に進学する者も多く²¹、多様な学生を受け入れる実践的かつ専門的な職業教育機関としての役割が一層期待されている。

このことと併せて、専門学校は、それぞれの地域における職業人材育成の中核的な教育機関としての性格を有している。大学、短期大学、専門学校ともに地元進学志向が高まる中、専門学校進学者については地元に残って学びたいと考えている者が 5 割を超える²²。実際の就職状況についても、専門学校卒業後に地元就職する傾向が大学に比べても強く²³、また、地域の経済を支える存在である中小企業に就職する傾向もみられる²⁴。なお、地元への

¹⁷ 平成 25 年度文部科学省「学校基本調査」

¹⁸ 高等学校卒業者の専門学校進学率：17%（平成 25 年度学校基本調査（文部科学省））

¹⁹ 平成 25 年 5 月 1 日現在の学生数は、大学生数約 287 万人、専門学校生約 58.7 万人、短期大学生数約 13.8 万人（平成 25 年度学校基本調査（文部科学省））

²⁰ 平成 25 年度における就職率（各学校段階の卒業者のうち卒業後すぐに就職した者の割合）：専門学校 79.7%、短期大学 73.5%、大学（学部）67.3%（文部科学省「学校基本調査」）

²¹ 専門学校進学者は、進学先を選ぶ際に、「就職に有利」「専門分野を深く学べる」「資格取得」「卒業後に活躍できる」といった項目を重視している。特に、専門学校生の約 6 割が「専門分野を深く学べる」と考えて進学しているのに対し、「専門分野を深く学べる」と考えて大学や短期大学に進学している者は、約 3 割にとどまる（「リクルート進学センサス 2013」）。

²² 「リクルート進学センサス 2013」

²³ 平成 26 年度文部科学省専修学校教育振興室調べ（各県労働局調査に基づく）

²⁴ 平成 24 年の雇用動向調査（厚生労働省）によると、新規学卒者のうち従業員規模が 300 人未満の事業所に入職した者の割合は、大学・大学院卒の場合は約 31%であるのに対し、専門学校卒の場合は約 55%となっている。

進学・就職傾向が強いことについては、家庭の経済的事情も一因と考えられる一方、このことにより、専門学校が地域の活性化に貢献しているといえることができる。

このほか、社会人の在籍状況をみると、私立専門学校における社会人の学生数が平成 25 年度に約 6.1 万人となっており、社会人の学び直しへのニーズに応える中核的な職業教育機関としての役割も有している²⁵。

(2) 家庭からの給付や奨学金等の限界

専門学校生の収入に占める家庭からの給付の割合は、所得階層が高くなるほど高い傾向がみられるが、専門学校生の家庭からの給付割合及び給付額は、大学生に比べて少ない。年間収入 300 万円未満の家庭における学生の学生生活費に占める家庭からの給付割合は、大学生 54.2%に対して、専門学校生は 42.3%となっている²⁶。

進学の際に家庭の経済事情を重視しなければならなかった家庭出身者ほど、収入源としての奨学金への依存度が顕著に増加する傾向がみられる。なかでも、進学時に家庭の経済事情を「とても重視」しなければならなかった専門学校生については、授業料等の経費を奨学金で充当している学生は 4 割を超えている²⁷。

また、日本学生支援機構の奨学金について、家計の年間所得 300 万円未満の専門学校生では、他の所得階層の専門学校生に比べて、貸与額の増額を望む者が多い一方で、貸与額が増加すると返還が難しくなるという指摘もあり、所得階層が低くなるほど、卒業後の返還に関する学生の不安感が高い²⁸。さらに、高等学校の進路指導担当者からも、高校生が卒業後、経済的理由から進学を断念することがないように、給付型の奨学金の創設や授業料減免の制度の充実を求める声が出されている²⁹。

(3) 生徒・学生の授業料等負担軽減に係る公的支援の必要性

地域社会に有為な人材を多数輩出している専修学校は、我が国における職業人材育成の中核的な役割を果たしており、そこで学びたいと考える生徒・学生の修学の機会を保障することは極めて重要である。

²⁵ 平成 25 年度文部科学省「私立高等学校等実態調査」

²⁶ 日本学生支援機構「平成 21 年度学生生活に関する基礎調査結果」及び「平成 20 年度学生生活調査報告」

²⁷ 平成 25 年度文部科学省委託調査事業「専修学校における生徒・学生支援等に関する基礎調査」基礎調査委員会調べ

²⁸ 家計の年間所得 300 万円未満の専門学校生のうち、23.3%の学生が現在の奨学金の金額では十分ではないとしているとともに、43.5%の学生が奨学金の返還に不安を抱えている（平成 25 年度文部科学省委託調査事業「専修学校における生徒・学生支援等に関する基礎調査」基礎調査委員会調べ）。

²⁹ 東京都高等学校進路指導協議会「大学への進学指導に関する調査」（平成 26 年 5 月）

専修学校生については、経済的に厳しい家庭の者が多い中、家庭からの給付や貸与型の奨学金だけでは限界がある。専修学校によっては、給付型奨学金や授業料等減免など、学校独自に学生への経済的支援を行っているところもあるが、その原資としては、主として他の学生からの納付金を充てているのが現状であり、やはり限界はある。

教育基本法第4条第3項に規定されているとおり、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」ところであり、教育基本法に基づき定められている国の教育振興基本計画や、子どもの貧困対策の推進に関する法律においても、修学支援の推進に係る国等の役割が規定されている。家庭の経済状況等に関わらず、意欲と能力のある全ての生徒・学生に学びの機会を保障することは、貧困の連鎖を断ち、一人一人の可能性や能力を最大限伸ばすものであり、そのことは、個人の豊かな人生を実現するとともに、社会全体の生産性の向上と、成長し続け、安心して暮らせる社会の実現につながるものである³⁰。

したがって、特に、経済的に困難を抱える専修学校生については、経済的理由によって修学を断念することがないように、国及び地方公共団体が、修学機会の確保のための支援を充実する必要性は高い。なかでも、同じ高等教育段階である大学と異なり、専門学校生の授業料等負担軽減については、一部を除き公的支援が行われていないことから、公的支援を実現することが喫緊の課題である。

なお、専修学校としては、専門課程（専門学校）、高等課程（高等専修学校）のほか、一般課程がある³¹。専修学校一般課程は、入学資格について中学校卒業や高等学校卒業等の限定をしておらず、誰でも自由に学ぶことができることを特色とする課程である。経済的支援策を新たに講じていくに当たっては、大学等の高等教育機関との比較の観点から、高等学校卒業者又は3年制の高等専修学校卒業者が入学資格として位置付けられている専門学校について、優先的に講ずるべきであると考えられる。

³⁰ 第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においても「意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等に対する修学支援を推進する。」とされている。また、平成25年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、「国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。」（同法第10条）とされている。

³¹ 専修学校の課程別学校数及び生徒・学生数は以下の通り。

専門課程 2,811校（587,330人）、高等課程 443校（39,359人）、一般課程 180校（33,389人）（平成25年度学校基本調査（文部科学省））

2. 専門学校生への経済的支援に係る国・地方公共団体・学校の役割

学生への経済的支援の実施に当たっては、まず、学生を受け入れ、その学修と進路を支える立場にある学校が、授業料等減免の対象者の決定などについて、中心的な役割を果たすべきである。現に実施されている、大学における授業料等減免措置に対する国の支援についても、当該大学が授業料等減免を実施することが公的支援の前提となっている。

一方で、専門学校は、職業教育・専門人材育成の中核的な役割を担っており、そのような専門学校で学ぶ者のうち、経済的に修学困難な者の学修機会を保障することは、地域を問わず全国的に実現が求められる必要性の高い課題である。高等学校段階までと異なり、専門学校は、域外からの通学や卒業後の域外への就職など、地域を越えた学生の移動が比較的多いことから、専門学校生に対する公的支援について、国が一定の役割を果たすことが求められる。

地方公共団体についても、都道府県は、専門学校の設置認可権を有する所轄庁であり、専門学校は地域にとって有為な人材の育成を行い、各地域の産業等の政策とも関係していることも踏まえ、都道府県が一定の役割を果たすことが期待される。

したがって、国において新たに講ずる専門学校生への経済的支援策については、専門学校が授業料等減免を行うことを前提としつつ、実施に当たっては、国、都道府県及び学校が適切に役割を果たしていくことが求められる。

3. 優先して実現すべき新たな経済的支援

以上より、専門学校で学ぶ意欲と能力のある者が、経済的理由によって修学を断念することなく安心して学べるよう、専門学校生の授業料等負担軽減についての経済的支援を優先的に実現すべきである。

その際、以下に留意する必要がある。

(1) 支援の方策

大学生に係る授業料等減免についての公的支援は、大学による授業料等減免が行われた場合に大学の経常的経費に対して支援するものであるが、専門学校については、国による経常費補助の仕組みが存在しない。

そこで、専門学校生の授業料等負担軽減支援を新たに実施するに当たっては、専門学校に対する国による経常費補助が行われていないことを踏まえつつ、大学生に対する授業料等減免支援を参考とした方策を講ずることとし、

具体的には、専門学校が授業料等減免を行った場合に、専門学校生が負担すべき授業料等の一定部分について、個人助成の仕組みによる公的支援を行うことが適切である。

その際には、国が個々の専門学校生の経済状況を把握することには限界があることや専門学校の所轄庁としての都道府県の役割等に鑑みれば、国による支援については、都道府県を通じて、学校経由で専門学校生への助成を行うことが適切であり、都道府県は、自らが設置認可した専門学校について、公的支援の適切な執行に係る監督等について役割を果たすことが求められる。

また、新たに専門学校生に対する経済的支援を行う際には、専門学校における教育の質保証・向上と説明責任の強化を図っていくことが求められる。具体的には、当該専門学校においてどのような選定基準により経済的支援を実施しているか等についての情報公開や、授業料等負担軽減実施についての経理の明朗化、適正な授業料の維持についての追跡調査の必要性等にも留意する必要がある、その際にも、専門学校自身の取組とともに、都道府県に期待される面も大きい。

なお、専門学校における教育の質保証・向上に関して、大学において現在実施されているような認証評価の仕組みの確立を直ちに専門学校に求めることは、現実的ではない。他方、企業等と専門学校が連携して職業実践的な教育を組織的に行う専門課程について、文部科学省が認定する取組（「職業実践専門課程」）が平成26年度から始まったところである³²。これは、専門学校が、企業等との密接な連携のもと、教育課程の編成や実習・演習の実施、教員研修のほか、学校関係者評価や情報提供を進めていくものである。

もとより、職業実践専門課程認定校以外においても、専門学校は、各校における教育活動その他の学校運営の状況についての自己評価やその結果の公表、及び情報提供を実施する必要があるとともに³³、学校関係者評価及びその結果の公表についても、着実に進めていくことが期待される。

専門学校生に対する授業料等負担軽減支援の実現においては、職業実践専門課程の認定校のみならず、対象学生が在籍する専門学校において、学校評価も適切に行いながら、質保証・向上の取組を一層推進していくことが求められる。

³² 認定校数 472 校、認定学科数 1,373 学科（平成 26 年 3 月 31 日現在）。なお、職業実践専門課程の考え方については、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議報告「「職業実践専門課程」の創設について」（平成 25 年 7 月 12 日）を参照。

³³ 小学校における自己評価の実施及び結果の公表並びに情報提供に関する義務規定（学校教育法第 42 条、同法第 43 条及び学校教育法施行規則第 66 条）は、専修学校に準用されている（学校教育法第 133 条及び学校教育法施行規則第 189 条）。

(2) 支援の要件

専門学校生への新たな経済的支援は、各専門学校による授業料等減免の実施が前提となるものである。授業料等減免については、これまでも一部の専門学校や地方公共団体において実施されてきており、その主体的な判断のもとで、引き続き授業料等減免が実施されることが期待される。

他方、今回は、特に、経済的に困難を抱える専門学校生が経済的理由によって修学を断念することのないよう、その授業料等負担軽減のための公的支援策を講ずる必要性が高いことから、新たに国においても、その支援を行うことを求めるものである。したがって、国による専門学校生への経済的支援を実施する際には、各学校による授業料等減免の実施を前提としつつ、支援の必要条件として、一定の要件を示す必要がある。

① 支援の基準

専門学校生への授業料等負担軽減策は、特に、専門学校で学ぶ意欲と能力のある者が経済的理由によって修学を断念することなく安心して学ぶことができるようにすることを目的とするものである。特に、経済的支援の必要性が高いことが明らかである生活保護世帯や、生活保護世帯に準じる世帯等の学生を対象に支援を実現することによって、経済的理由によって学びたいのに学ぶ機会が得られない、学び続けることができないといった事態を回避する必要がある。

したがって、支援の基準としては、経済的基準が重要となる。

② 対象とすべき学生の範囲

個人に対する支援はできる限り公平性の観点から進める必要があるが、現実の問題としては、支援の必要性が高く、緊急性のあるものに重点を置くことが適当である。

国による支援が存在していない専門学校生に対する授業料等負担軽減策を実現する必要性が高く認められるが、特に、私立の専門学校については、国公立の専門学校における学生納付金額と比べてはるかに高額であることに鑑み、私立の専門学校生について支援策を講ずることが適当であると考えられる³⁴。また、専門学校が職業人材育成の中核的な役割を果たしていることを踏まえて、そこで学ぶ学生に対して経済的支援を行うものであることから、日本学生支援機構奨学金等の他の制度による支援と同様に、学生が在籍する専門学校のうち、職業人材の育成を目的とする課程³⁵ に対

³⁴ 平成 25 年度における学生納付金の年間の合計平均額：国立大学附属専門学校 236,800 円、公立専門学校 371,409 円、私立専門学校 1,100,255 円（文部科学省調べ）

³⁵ 例えば、日本学生支援機構奨学金は、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾等の「特定技術の教授を目的」とする専門学校に在学する者を対象としている（独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 1 条等）。また、勤労学生控除は、対象となる学生が履修する専修学校の課程について、「職業に必要な技術の教授をすること」等

象とするとともに、課程の修了が十分見込まれる学生に対して経済的支援を行うことが適当であると考えられる。

他方、教育訓練給付など、授業料等負担軽減に関わる国からの他の支援を受ける専門学校生については、二重に支援対象としないこととすることが適当である。

なお、いうまでもなく、上記は国が支援する際の要件として考えるべきものであり、各学校や地方公共団体が独自に実施する授業料等負担軽減のための支援の条件として、例えば、経済的事情以外の事情をさらに加味すること（学業成績評価等をどの程度加味するかどうか）等については、これまでどおり、それぞれの学校や地方公共団体の判断に委ねられるものである。

Ⅲ. むすび

本検討会では、専修学校で学ぶ意欲と能力のある者が、経済的理由によって修学を断念することなく安心して学べるようにするための経済的支援策の在り方について、総合的に検討を行ってきたところであり、これまでの議論の成果を、ここに中間まとめとしてとりまとめた。

経済的理由によって修学が困難な専門学校生、とりわけ、生活保護世帯等、経済状況が厳しい専門学校生の授業料等負担軽減についての公的支援の必要性は異論がないと考えられるとともに、個人に着目した支援であり、実現の緊急性が高いところである。本中間まとめを踏まえて、専門学校生に対する支援が速やかに実現されることを強く期待するものである。

なお、専門学校も含め、高等教育段階における経済的支援策の在り方については、文部科学省高等教育局に設置されている「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」（平成25年4月25日設置）において議論が進められ、奨学金についての情報提供と理解増進の必要性が求められているほか、返還月額が卒業後の所得に連動するより柔軟な所得連動返還型奨学金の導入等についての検討が進められるとともに、給付的な支援の充実についても、重要な課題として示されている。

経済的に困難な専門学校生に対して授業料等負担軽減の公的支援を実現することは喫緊の課題であり、速やかに支援を実現する必要があるが、そうした支援策が実現した後も、総合的な視点から、より効果的な経済的支援策を設計・実施していくことが求められるといえる。

が要件とされている（所得税法施行令第11条の3第2項）。

専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会の設置について

平成26年4月21日
生涯学習政策局長決定

1. 趣旨

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育により中核的専門人材を養成する教育機関として大きな役割を果たしている。

このような専修学校で学ぶ意欲と能力のある者が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料等減免補助事業を含めた経済的支援の在り方について総合的な検討を行う。

この検討に当たり、専修学校生への経済的支援の在り方に関する有識者による検討会（以下「検討会」という。）を以下のとおり設置する。

2. 検討事項

- ①専修学校生の経済的支援の現状等に係る把握・分析
- ②専修学校生への経済的支援の意義
- ③専修学校生への経済的支援の在り方 等

3. 実施方法

検討会は別紙に定める有識者により構成する。

4. 設置期間

平成26年4月28日から平成27年3月31日までとする。

5. 庶務

会議に関する庶務は、生涯学習推進課において処理する。

【審議の経過】

○第1回 平成26年4月28日

- (1) 専修学校生への経済的支援の在り方について（現状・課題に関する論点等）
- (2) その他

○第2回 平成26年6月 2日

- (1) 専修学校生への経済的支援の在り方について（現状・課題に関する論点等）
- (2) その他

○第3回 平成26年8月 8日

- (1) 専修学校生への経済的支援の在り方について
- (2) その他

専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会委員名簿

※敬称略、五十音順

座長：◎

- 相川 順子 一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長
- 浦部 ひとみ 東京都立青井高等学校主幹教諭、東京都高等学校進路指導協議会事務局長
- 小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー
- 小林 浩 株式会社リクルートマーケティングパートナーズリクルート進学総研所長
- ◎小林 雅之 東京大学大学総合教育研究センター教授
- 清水 信一 武蔵野東高等専修学校校長、全国高等専修学校協会会長
- 鈴木 秀昭 東京商工会議所人材・能力開発部部長
- 千葉 茂 日本工学院専門学校校長
- 南雲 正二 神奈川県県民局次世代育成部私学振興課長
- 濱中 義隆 文部科学省国立教育政策研究所高等教育研究部総括研究官

[計10名]